

長浜赤十字訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 長浜赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問看護・指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことができるようその療養生活を支援する。また、要支援状態の利用者においては要支援状態の維持又は改善を図り要介護状態となることを予防できるよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 長浜赤十字訪問看護ステーション
- （2）所在地 滋賀県長浜市宮前町14番7号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- （2）看護師等 看護職員 常勤換算で 2.5名以上 理学療法士 1名以上

看護師等は、指定介護予防訪問看護計画書及び指定介護予防訪問看護報告書を作成し、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

- （3）事務職員 必要に応じて配置する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、利用者の状況等に

より必要と認められる場合はこの限りではない。

(1) 営業日 通常月曜日から、金曜日までとする。ただし、以下を除く。

- イ 国民の祝日
- ロ 長浜赤十字病院創立記念日（3月20日）
- ハ 年末、年始（12月29日より、翌年1月3日）
- ニ 国民の祝日が日曜日にあたるときは、その翌日
- ホ その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（日曜日にあたる日及び前号に規定する休日にあたる日を除く）

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 電話等により24時間常時対応が可能な体制とする。

（介護予防訪問看護・訪問看護の内容）

第6条 指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 指定介護予防訪問看護・指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護・指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合書に記載されている割合額とする。

（厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること）

2 保険外実費として次の額を徴収する。

1) 通常の事業の実施地域以外の場合は、それに要する交通費の実費を徴収する。

(1) 通常の実施地域を越えた地点から片道10km～20km未満 300 円

(2) 通常の実施地域を越えた地点から片道20km以上 500 円

2) 事前に連絡なきキャンセルは、1,000円（外税）を徴収する。

3) 希望により死後の処置を実施した場合は、10,000円（外税）を徴収する。

4) 記録開示の希望時は、コピー代として1枚10円（内税）を徴収する。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は長浜市、米原市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定介護予防訪問看護・指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 ステーションは、提供した指定介護予防訪問看護・指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、管理者が解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 ステーションは、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに期すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第12条 ステーションは、利用者の個人情報に関して「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 ステーションが得た利用者の個人情報を第三者に提供する場合については、あらかじめ利用者と家族の同意を得るものとする。

(人権の擁護、虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等への対応)

第14条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- 2 身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を訪問看護記録に必ず記載する。
- 3 その他、「長浜赤十字訪問看護ステーション 身体拘束等の適正化のための指針」に準ずる

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第16条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努める。

2 ステーションにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者(長浜赤十字病院)との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は長浜赤十字病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改訂 平成18年 8月1日

改訂 平成20年 4月1日

改訂 平成22年 4月1日

改訂 平成25年10月1日

改訂 平成27年 8月1日

改訂 平成29年 4月1日

改訂 令和 元年10月1日

改訂	令和	2年	2月1日
改訂	令和	7年	3月15日